

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 宮城県 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-2-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/kyufu.html |

中止

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項の2 私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であって別に規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条 | 宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱 第1 |

| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>⑥事務の趣旨又は目的</p> | <p>この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> | <p>高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯に対する奨学のための給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、全ての意思のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。</p> |
| <p>⑦独自利用事務の関連規範</p> | | <p>宮城県私立高校生等奨学給付金支給要綱</p> |